

《研修資料別紙③》マンション保険の主な補償内容

NO	事故の種類	保険金お支払い事故例	保険金を支払わない主な場合
1	火災・落雷	マンション入口に積んであった新聞紙に放火され手すり及び壁に損害を受ける	1、保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
2	破裂・爆発	共用部分のガス管よりガス漏れが起こり爆発、損害を受ける	2、保険の目的のかけしによって生じた損害。ただし相当の注意をもってしても発見し得なかった損害を除く
3	風・ひょう・雪災	台風の強風により仕切り版が破損損害を受ける	3、保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、カビその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いによって生じた損害
4	他物の落下・衝突	飛び石により入口のガラスが破損損害を受ける	4、土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
5	盗難	泥棒により建物共用部分が汚損・き損された場合	5、保険の目的のうち、単独で電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
6	共有動産 (什器・備品等損害)	基本補償の事故により管理組合の資産(共有動産)に損害を受けた場合に保険金を支払います	6、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・土砂崩れ等の水災に起因する損害
7	水濡れ損害 (共用から共用)	共用の水道管より漏水し共用部分の天井、壁等に水濡れ損害を受ける	7、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
8	破損・汚損等損害事故	駐輪場の屋根が誰かに壊されていた	8、その他各保険会社の規定により保険金等を支払わない場合があります
9	電氣的・機械的事故	偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故によって生じた損害について保険金を支払います (例)配電盤がショートして破損した	
10	水災担保	台風、暴風雨、豪雨、などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れなどの水害によって、保険の目的である建物が床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水を被った結果、保険の目的に損害が生じた場合	床上浸水以下または地盤面より45cmを超えない浸水により被った結果の損害に対しては保険金を支払いません
11	地震保険	地震・噴火・津波による損壊・埋没・流失・火災(延焼・拡大も含みます)によって、損害が生じた場合	1、損害率が建物時価額の3%以下は保険金は支払われません 2、地震が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
12	施設賠償責任 (昇降機賠償含む) (漏水担保)	(1)マンションの外壁がはがれ落ち通行人にケガを負わせた (2)共用部分から水漏れがあり、専有の戸室に損害を与えた (3)訴訟・示談等に要した費用(弁護士報酬を含む)	1、業務の従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 2、第三者との間に特別の約定が有りその約定により加重された損害賠償責任 3、屋根、扉、窓、通風筒、壁のクラック等から入る雨等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
13	個人賠償責任包括	(1)洗濯機のホースがはずれ階下に水濡れ損害を与えた (2)専有部分の給排水管より漏水し階下に水濡れ損害を与えた (3)ベランダより誤って物を落とし通行人にケガをさせた (4)自転車で誤って人と衝突しケガをさせた。等 (5)訴訟・示談等に要した費用(弁護士報酬を含む)	1、職務遂行中に直接起因する損害賠償責任 2、同居する親族に対する損害賠償責任 3、航空機、船舶、車両または銃器の所有管理に起因する損害賠償責任 4、他人から預かった物の損壊に関するもの(東京海上のみ補償) 5、他人の物を使用、所有、管理中に損壊した場合(例:共用の専有使用している窓ガラス等)
14	臨時費用 (事故時諸費用)	臨時費用支払対象事故で損害保険金が支払われる場合に、損害時に臨時に必要な費用をお支払いします	保険会社により支払が異なります
15	地震火災費用	地震噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上のときにお支払いいたします	地震・噴火・津波以外による火災損害には支払いません
16	失火見舞い費用	共用部分より発生した火災、破裂、爆発によりご近所に損害を与えた場合	火災、破裂、爆発以外は払いません
17	水濡れ原因調査費用	漏水等の原因調査 (原因を調査するために必要な内・外壁の一部取り壊し及びその修復等の工事費用)	調査しなくても解る事故には支払いません
18	災害緊急費用 (修理付帯費用)	(1)損害の原因調査費用 (2)損害の範囲を確定するために要する調査費用 (3)損害の仮修理費を規定により支払う	水濡れ原因調査費用が支払われた場合支払いません
19	事故再発防止費用 (セキュリティ・グレードアップ費用)	対象の事故再発防止(危険軽減)のために新たに支出した費用	保険会社により支払が異なります
20	管理組合役員賠償	(1)管理組合の役員が管理業務に起因して、損害賠償責任を負担することになった場合 (2)損害賠償請求されるおそれのある状況の解決のために本訴提起前に支出を余儀なくされる費用 (3)情報漏えい事故が発生した場合の対応費用	保険会社により支払が異なります